

## 国際日本文化研究センター研究教育職員候補者選考規則

平成16(2004)年7月15日 制定  
令和4(2022)年3月4日 最終改正

(趣旨)

**第1条** この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の運営会議の審議に附すため、センターの研究教育職員（助教を除く。）の候補者の選考について定めるものとする。

(研究教育職員候補者選考委員会)

**第2条** 所長は、研究教育職員の選考の必要が生じた場合は、研究教育職員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けて、候補者を選考させるものとする。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 2名

(2) 専任の教授及び准教授 若干名

(3) センター運営会議規則第3条第1項第6号に規定する運営委員 若干名

3 前項第3号の委員は、必要に応じ、センターの職員以外の学識経験者をこれに代えることができる。

4 第2項及び前項の委員は、所長が指名する。

5 教授の候補者を選考する場合の第2項第2号の委員は、同号の規定にかかわらず、専任の教授から指名するものとする。

(委員長)

**第3条** 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員のうちから所長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(委員以外の者からの意見聴取)

**第4条** 委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

(議事)

**第5条** 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

**第6条** 選考委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

**附 則**

この規則は、平成16年7月15日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。